

自転車等駐車場整備事業債	371,300	減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	98円以上とする。	金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができ。
公共施設整備等事業債	21,500				
安全・安心のまち整備事業債	67,300				
J R宇治駅前市民交流プラザ整備事業債	76,800				
社会福祉施設整備事業債	18,700				
保育所施設整備事業債	2,300				
水道事業会計出資債	136,700				
清掃施設整備事業債	20,800				
農業基盤整備事業債	17,500				
林道整備事業債	23,100				
商工施設整備事業債	53,200				
道路整備事業債	781,400				
河川排水路整備事業債	150,000				
公園整備事業債	112,800				
市営住宅建設事業債	153,900				
消防施設整備事業債	138,600				
小学校施設整備事業債	223,600				
中学校施設整備事業債	51,000				
総合野外活動センター整備事業債	54,400				
源氏物語ミュージアム整備事業債	261,600				
林業施設災害復旧事業債	2,600				
河川等災害復旧事業債	50,000				
臨時財政対策債	963,300				
4年度借換債	562,000				
合 計	4,620,000				

令和4年度宇治市国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度宇治市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,230,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 国 民 健 康 保 険 料		3,346,423
	1. 国 民 健 康 保 険 料	3,346,423
2. 一 部 負 担 金		2
	1. 一 部 負 担 金	2
3. 使 用 料 及 び 手 数 料		1,548
	1. 手 数 料	1,548
4. 府 支 出 金		13,274,754
	1. 府 補 助 金	13,274,754
5. 財 産 収 入		53
	1. 財 産 運 用 収 入	53
6. 繰 入 金		1,561,334
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1,460,276
	2. 基 金 繰 入 金	101,058
7. 諸 収 入		45,886
	1. 延 滞 金 及 び 過 料	13,830
	2. 市 預 金 利 子	1
	3. 雑 入	32,055
歳 入 合 計		18,230,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		244,071
	1. 総 務 管 理 費	217,767
	2. 徴 収 費	24,822
	3. 運 営 協 議 会 費	1,088
	4. 趣 旨 普 及 費	394

2. 保 険 給 付 費		13, 170, 222
1. 療 養 諸 費		11, 454, 594
2. 高 額 療 養 費		1, 629, 193
3. 移 送 費		1
4. 出 産 育 児 諸 費		48, 325
5. 葬 祭 諸 費		11, 500
6. 精 神 ・ 結 核 医 療 付 加 金		26, 609
3. 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		4, 526, 143
1. 医 療 給 付 費 分		3, 103, 304
2. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分		1, 031, 427
3. 介 護 納 付 金 分		391, 412
4. 保 健 事 業 費		230, 152
1. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費		139, 424
2. 保 健 事 業 費		90, 728
5. 基 金 積 立 金		53
1. 基 金 積 立 金		53
6. 公 債 費		3, 500
1. 公 債 費		3, 500
7. 諸 支 出 金		37, 859
1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金		37, 859
8. 予 備 費		18, 000
1. 予 備 費		18, 000
歳 出 合 計		18, 230, 000

令和４年度宇治市後期高齢者医療事業特別会計予算
 令和４年度宇治市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、
 次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ
 3,400,000千円と定める。
 ２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金
 額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

第１表 歳入歳出予算

歳 入	項	金 額
1. 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		2, 621, 711
	1. 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	2, 621, 711

2.使 用 料 及 び 手 数 料		198
	1.手 数 料	198
3.繰 入 金		690,777
	1.一 般 会 計 繰 入 金	690,777
4.諸 収 入		87,314
	1.延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	137
	2.償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7,501
	3.市 預 金 利 子	1
	4.雑 入	79,675
歳 入 合 計		3,400,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1.総 務 費		68,770
	1.総 務 管 理 費	63,354
	2.徴 収 費	5,416
2.後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		3,199,379
	1.後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	3,199,379
3.保 健 事 業 費		120,950
	1.健 康 保 持 増 進 事 業 費	120,950
4.諸 支 出 金		7,501
	1.償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7,501
5.予 備 費		3,400
	1.予 備 費	3,400
歳 出 合 計		3,400,000

令和4年度宇治市介護保険事業特別会計予算

令和4年度宇治市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,905,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一

時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 保 險 料		3,422,061
	1. 介 護 保 險 料	3,422,061
2. 使 用 料 及 び 手 数 料		272
	1. 手 数 料	272
3. 国 庫 支 出 金		3,811,528
	1. 国 庫 負 担 金	2,861,091
	2. 国 庫 補 助 金	950,437
4. 支 払 基 金 交 付 金		4,393,877
	1. 支 払 基 金 交 付 金	4,393,877
5. 府 支 出 金		2,373,377
	1. 府 負 担 金	2,257,217
	2. 府 補 助 金	116,160
6. 財 産 収 入		49
	1. 財 産 運 用 収 入	49
7. 繰 入 金		2,903,126
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	2,670,131
	2. 基 金 繰 入 金	232,995
8. 諸 収 入		710
	1. 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	7
	2. 市 預 金 利 子	2
	3. 雑 入	701
歳 入 合 計		16,905,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		337,002
	1. 総 務 管 理 費	186,709
	2. 徴 収 費	7,444
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	141,135
	4. 趣 旨 普 及 費	1,714

2. 保 險 給 付 費		15,748,645
	1. 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	15,343,065
	2. 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	388,381
	3. そ の 他 諸 費	17,199
3. 地 域 支 援 事 業 費		794,601
	1. 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	426,910
	2. 一 般 介 護 予 防 事 業 費	96,237
	3. 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	269,471
	4. そ の 他 諸 費	1,983
4. 基 金 積 立 金		6,752
	1. 基 金 積 立 金	6,752
5. 公 債 費		2,000
	1. 公 債 費	2,000
6. 予 備 費		16,000
	1. 予 備 費	16,000
歳 出 合 計		16,905,000

令和4年度宇治市墓地公園事業特別会計予算

令和4年度宇治市の墓地公園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 使 用 料 及 び 手 数 料		40,716
	1. 使 用 料	25,920
	2. 手 数 料	14,796
2. 繰 入 金		7,562
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	7,562
3. 諸 収 入		22
	1. 市 預 金 利 子	1
	2. 雑 入	21
歳 入 合 計		48,300

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 事 業 費		31,288
	1. 事 業 費	31,288
2. 公 債 費		16,612
	1. 公 債 費	16,612
3. 予 備 費		400
	1. 予 備 費	400
歳 出 合 計		48,300

令和4年度宇治市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度宇治市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水人口 182,500 人
(2) 給水戸数 83,900 戸
(3) 年間総配水量 20,606,000 m³
(内訳) (単位 m³)

自己水源（浄水場）					京都府営水道
宇治	西小倉	広野町	神明	池尾	
4,940,000	1,096,000	483,000	27,000	2,000	14,058,000

- (4) 一日平均配水量 56,500 m³
(5) 一日最大配水量 61,500 m³
(6) 一人一日平均配水量 310ℓ
(7) 一人一日最大配水量 337ℓ
(8) 主要な建設改良事業

(ア) 施設改良事業 2,280,457 千円

下水道受託工事ほか

φ 50mm～350mm L=1,005m

老朽管更新等に伴う配水管改良工事ほか

φ 50mm～500mm L=4,606m

配水管改良工事等に伴う舗装本復旧工事

A=30,620 m²

浄水配水施設改良工事

浄水配水施設改良工事一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 水道事業収益 4,172,100 千円
第1項 営業収益 3,625,480 千円
第2項 営業外収益 546,602 千円
第3項 特別利益 18 千円

支 出

- 第1款 水道事業費用 4,144,143 千円
第1項 営業費用 4,062,497 千円
第2項 営業外費用 73,935 千円
第3項 特別損失 6,711 千円
第4項 予備費 1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定め

る（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 813,551 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 182,776 千円、過年度分損益勘定留保資金 336,682 千円及び当年度分損益勘定留保資金 294,093 千円で補てんするものとする。）。

収 入

- 第1款 資本的収入 2,061,434 千円
第1項 企業債 1,623,600 千円
第2項 寄付金 12,100 千円
第3項 工事負担金 166,622 千円
第4項 補助金 4,606 千円
第5項 出資金 254,506 千円

支 出

- 第1款 資本的支出 2,874,985 千円
第1項 建設改良費 2,319,310 千円
第2項 企業債償還金 454,675 千円
第3項 投資 100,000 千円
第4項 予備費 1,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
五ヶ庄六地藏線ほか（その3）配水管改良事業	自 令和4年度 至 令和5年度	21,307
五ヶ庄配水池耐震補強事業	自 令和4年度 至 令和6年度	187,400
宇治浄水場機械設備更新事業（その3）	自 令和4年度 至 令和6年度	1,200,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
上水道事業債	1,623,600	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証券借入又は証券発行 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰

					上償還又は借換 えすることがで きる。
合 計	1,623,600				

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業費用と営業外費用及び特別損失との間
（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費 604,621千円
（他会計からの補助金）

第10条 低所得者水道使用料減額事業、上水道事業債等利子償還及び統合した簡易水道事業等に係る維持管理費用に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、36,037千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第11条 たな卸資産の購入限度額は、40,875千円と定める。

（重要な資産の取得及び処分）

第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
機械及び装置	ガスクロマトグラフ質量分析計	一式

令和4年度宇治市公共下水道事業会計予算

（総則）

第1条 令和4年度宇治市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）処理区域面積 1,980 ha
（2）年間総処理水量 19,700,000 m³
（3）一日平均処理水量 53,973 m³
（4）主要な建設改良事業

（ア）管渠（污水）建設費 1,222,640千円
東宇治処理区 L=82m
洛南処理区 L=1,841m

（イ）管渠等（雨水）建設費 807,400千円
東宇治処理区雨水施設整備事業
洛南処理区雨水施設整備事業

（ウ）処理場建設費 246,871千円
東宇治浄化センター 改築修繕工事

（エ）流域下水道建設費 196,778千円
洛南浄化センター 建設事業費負担金

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益 5,770,502千円

第1項 営業収益 3,199,384千円

第2項 営業外収益 2,571,118千円

支 出

第1款 下水道事業費用 5,665,744千円

第1項 営業費用 5,024,810千円
第2項 営業外費用 628,154千円
第3項 特別損失 8,780千円
第4項 予備費 4,000千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,708,042千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額128,376千円、過年度分損益勘定留保資金322,668千円及び当年度分損益勘定留保資金1,256,998千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 3,187,317千円

第1項 企業債 1,699,300千円

第2項 国庫補助金 607,000千円

第3項 他会計出資金 637,737千円

第4項 他会計補助金 243,280千円

支 出

第1款 資本的支出 4,895,359千円

第1項 建設改良費 2,473,689千円

第2項 企業債償還金 2,417,670千円

第3項 予備費 4,000千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位 千円）

事 項	期 間	限度額
宇治市水洗便所改造資金融資 あつ旋制度に対する利子補給 補助（令和4年度分）	自 令和 4年度 至 令和 11年度	融資金利子に 相当する額
公共下水道処理場改築修繕事 業（その2）（5・6池改築）	自 令和 4年度 至 令和 6年度	1,522,000

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

（単位 千円）

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業債	1,699,300	証券発行の 方法によって 起債する場合 発行価額が額 面金額を下回 るときは、そ の発行価格差 減額をうめる ため必要な金 額をこれに加 算した額。 証券発行 又は 証券発行 発行価格 は額面金額 100円につき 98円以上と する。	年4%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率。	政府資金につ いてはその融資 条件による。銀 行その他の場合 には、その債権 者と協定するも のとする。 ただし、財政 等の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮 し、もしくは繰 上償還又は借換 えすることがで きる。
合 計	1,699,300			

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業費用と営業外費用及び特別損失との間

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経

なければならない。

（１）職員給与費 355,191 千円

（他会計からの補助金）

第10条 低所得者公共下水道使用料減額事業、下水道事業費用及び資本的支出に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,077,854 千円である。

令和4年度宇治市国民健康保険事業特別会計

補正予算（第1号）

令和4年度宇治市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,231,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
4. 府 支 出 金		13,274,754	1,000	13,275,754
	1. 府 補 助 金	13,274,754	1,000	13,275,754
歳 入 合 計		18,230,000	1,000	18,231,000

歳 出

（単位 千円）

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
2. 保 険 給 付 費		13,170,222	1,000	13,171,222
	7. 傷 病 手 当 金	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		18,230,000	1,000	18,231,000

訓 令 甲

宇治市訓令甲第2号

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令を、次のとおり定める。

令和4年3月31日

宇治市長 松村 淳子

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（庁内放送運用要領の一部改正）

第1条 庁内放送運用要領（昭和34年宇治市訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

第1項中「、総務部管財課」を「、総務・市民協働部管財課」に改め、第2項中「、総務部管財課長」を「、総務・市民協働部管財課長」に改め、第4項中「総務部管財課長」を「総務・市民協働部管財課長」に改め、第5項中「、総務部管財課」を「、総務・市民協働部管財課」に改める。

（宇治市警備員規程の一部改正）

第2条 宇治市警備員規程（昭和40年宇治市訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号エの表中

「」を「」に、

産業地域振興部市民課

総務・市民協働部市民課

「」を「」に改

人権環境部ごみ減量推進課

人権環境部まち美化推進課

め、同号カ中「総務部管財課長」を「総務・市民協働部管財課長」に改める。

第5条中「総務部管財課長」を「総務・市民協働部管財課長」に改める。

（寄付受納に関する取扱要綱の一部改正）

第3条 寄付受納に関する取扱要綱（昭和43年宇治市訓令甲第12号）の一部を次のように改正する。

第2項第1号イ中「、総務部管財課長」を「、総務・市民協働部管財課長」に改め、第3項第3号及び第4号本文中「、総務部総務課」を「、総務・市民協働部総務課」に改める。

（宇治市職員の職務名に関する規程の一部改正）

第4条 宇治市職員の職務名に関する規程（昭和44年宇治市訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号から第5号までを次のように改める。

- (1) 技監
- (2) 理事
- (3) 危機管理監
- (4) 市長公室長
- (5) 部長

（宇治市ボイラ安全管理規程の一部改正）

第5条 宇治市ボイラ安全管理規程（昭和48年宇治市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

別表中「総務部長」を「総務・市民協働部長」に改める。

総務部長	総務・市民協働部長
--	---

（宇治市庁舎防火管理規程の一部改正）

第6条 宇治市庁舎防火管理規程（昭和56年宇治市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「総務部長」を「総務・市民協働部長」に改める。

第9条中「総務部管財課」を「総務・市民協働部管財課」に改める。

第11条中「総務部管財課長」を「総務・市民協働部管財課長」に改める。

（宇治市庁議等に関する規程の一部改正）

第7条 宇治市庁議等に関する規程（昭和56年宇治市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「政策経営部長」を「政策企画部長」に改める。

第5条及び第6条第1項中「政策経営部長」を「政策企画部長」に改める。

第8条第1項中「政策経営部経営戦略課」を「政策企画部政策戦略課」に改め、同条第2項中「政策経営部長」を「政策企画部長」に改める。

第10条第2項中「理事、宇治市組織条例（昭和26年宇治市条例第4号）第1条第1項に規定する組織の長、危機管理監、技監」を「技監、理事、宇治市組織条例（昭和26年宇治市条例第4号）第1条第1項に規定する組織の長、危機管理監」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第1号の2中「政策経営部」を「政策企画部」に、「経営戦略課」を「政策戦略課」に改める。

経営戦略課	政策戦略課
---	---

別記様式第2号中「政策経営部長」を「政策企画部長」に、「経営戦略課」を「政策戦略課」に改める。

別記様式第2号中「政策経営部長」を「政策企画部長」に、「経営戦略課」を「政策戦略課」に改める。

経営戦略課	政策戦略課
---	---

（宇治市事務決裁規程の一部改正）

第8条 宇治市事務決裁規程（昭和58年宇治市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号から第10号までを次のように改める。

- (7) 技監 事務分掌規則第4条第3項に規定する技監をいう。
- (8) 理事 事務分掌規則第4条第3項に規定する理事をいう。
- (9) 危機管理監 事務分掌規則第4条第3項に規定する危機管理監をいう。
- (10) 部長 事務分掌規則第4条第1項に規定する市長公室長及び部長をいう。

第4条第1項前段中「部長、危機管理監、理事、技監」を「技監、理事、危機管理監、部長」に改め、同条第3項中「危機管

理監、理事、技監」を「技監、理事、危機管理監」に、「当該危機管理監、理事、技監」を「当該技監、理事、危機管理監」に改め、同条第4項第1号から第4号までの規定中「政策経営部経営戦略課」を「政策企画部政策戦略課」に改め、同項第7号中「総務部総務課」を「総務・市民協働部総務課」に改め、同項第9号及び第10号中「産業地域振興部自治振興課」を「総務・市民協働部市民協働推進課」に改め、同項第11号中「政策経営部政策総務課」を「総務・市民協働部総務課」に改め、同項第12号中「政策経営部財務課」を「政策企画部財政課」に改め、同項第13号中「総務部管財課」を「総務・市民協働部管財課」に改め、同項第14号中「政策経営部政策総務課」を「政策企画部財政課」に改め、同項第21号中「文化施策」を「文化施策及びスポーツ施策」に、「産業地域振興部文化スポーツ課」を「産業観光部文化スポーツ課」に改め、同項第25号中「総務部契約課」を「総務・市民協働部契約課」に改める。

第6条第1項中「危機管理監、理事及び技監」を「技監、理事及び危機管理監」に改める。

第12条の表中「部長、危機管理監、理事、技監」を「技監、理事、危機管理監、部長」に改める。

別表第1庶務に関する事項の部第4号中

「政策総務課」を「総務課」に改め、同部第7号ウ及び

エ中「部長、危機管理監、理事、技監」を「技監、理事、危機管理監、部長」に改め、同部第8号ア及び第9号ア中「部長、危機管理監、理事、技監」を「技監、理事、危機管理監、部長」に改め、同部第13号中「財務課」を「財政課」に改め、同部第16号中「政策総務課」を「財政課」に改め、同部第2

2号中「政策総務課」を「総務課」に改め、同表人事に関する事項の部第1号ア、第2号イ及び第3号ア中「部長、危機管理監、理事、技監」を「技監、理事、危機管理監、部長」に改め、同部第5号イ及びウ中「部長、危機管理監、理事、技監」を「技監、理事、危機管理監、部長」に改め、同部第8号ア中「部長、危機管理監、理事、技監」を「技監、理事、危機管理監、部長」に改め、同表財務に関する事項の部予算の編成及び執行に関する事項の項中

「財務課」を「財政課」に改め、同部収入及び支出に関する事項の項中

「財務課」を「財政課」に改め、同部収入及び支出に関する事項の項第11号及び第12号中

「財務課」を「財政課」に改め、同項第13号中「財務課」を「財政課」に改め、同部財産に関する事項の項第11号中「財務課」を「財政課」に改める。

別表第2政策経営部政策総務課に関する事項の項を削り、同表政策経営部経営戦略課に関する事項の項中「政策経営部経営戦略課」を「政策企画部政策戦略課」に改め、同項の次に次の1項を加える。

政策企画部デジタル政策課に関する事項